

宅地建物取引業法

1．案内情報

手続名：指定保証機関及び指定保管機関の指定関係手続

手続根拠：宅地建物取引業法第41条第1項第1号

第41条の2第1項第1号

手続対象者：宅地又は建物の売買に関し、手付金等保証・保管事業を営もうとする者

提出時期：宅地又は建物の売買に関し、手付金等保証・保管事業を営もうとするとき

提出方法：商号、役員の氏名及び住所、本店・支店等の名称及び所在地、資本の額を記載した申請書に下記の添付書類を添付して国土交通省総合政策局不動産業課へ提出して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：定款、事業方法書、事業計画書、保証委託契約約款又は手付等寄託契約約款 等を1部

申請書様式：(お問い合わせください。)

記載要領・記載例」 お問い合わせください。

2．窓口情報

提出先：国土交通省総合政策局不動産業課 03 - 5253 - 8111
(内線 25126)

受付時間：(お問い合わせください。)

相談窓口：国土交通省総合政策局不動産業課

3．手続情報

審査基準：宅地建物取引業法第52条(第63条の3第2項において準用する場合を含む)

標準処理期間：(お問い合わせください。)

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)